

## 2. 世界各地で続く変革

大麻はアサ科の一年草です。中央アジア原産と考えられ、雄雌異株の一年草、およそ110日という短期間で、2~4mと成長します。花穂や葉に、THC (テトラヒドロカンナビノール) という成分を含み、このTHCが向精神作用をもたらします。麻、カナビスなどとも呼ばれ、マリファナは大麻の花穂や葉を乾燥させたものです。THC含有率が高い薬用型と、向精神作用がないCBD (カンナビジオール) の含有率が高い繊維型の品種に大別され、産業用大麻 (ヘンプ) とは、THC含有量が1.0%未満 (基準は各国で異なる) の品種を指します。

### ◎グリーンラッシュと海外の規制緩和

近年、海外では大麻に関する様々な研究が進み、「グリーンラッシュ」と呼ばれる大麻関連ビジネスが急速に拡大しています。企業や投資家の注目を集め、多くの雇用を生み出し、2025年には数百億ドル希望の市場規模となることが予想されています。

また、主な先進国における現在の大麻に関する規制状況は以下です。アジアにおいては韓国やタイは医療分野における大麻の使用を合法化。2020年10月、ニュージーランドは嗜好分野の大麻の是非を問う国民投票が行いました。結果は反対50.7%、賛成48.4%と否決されましたが、かなりの僅差でした。

国	産業	医療	嗜好
アメリカ	2019年〜合法	1996年〜36州合法	2014年〜15州合法
カナダ	1998年〜合法	2003年〜合法	2018年〜合法
イギリス	1994年〜合法	2018年〜合法	違法 (非犯罪化)
フランス	禁止していない	2021年?に合法化	違法
ドイツ	1996年〜合法	2017年〜合法	2010年〜非犯罪化
イタリア	2002年〜合法	2013年〜合法	違法 (非犯罪化)
日本	ほぼ不許可	研究もほぼ不可	違法

### ◎WHO (世界保健機関) による、大麻およびカンナビノイドの医療的価値を認める勧告

大麻に関する各国の規制は、国際条約に基づいて制定していることがほとんどです。WHOのECDD (依存性薬物専門家委員会) は2019年1月、大麻およびカンナビノイドに関するスケジュール変更を国連に勧告しました。スケジュール・リストは、国際的に薬物統制するシステムのことであり、薬物の有害性や医療価値についての評価を行っています。2020年12月、国連麻薬委員会 (CND) は53ヶ国による投票を行い、WHOの勧告を批准しました。この結果、世界各国での大麻に関する規制緩和や市場の動きはさらに加速します。

### 3. 大麻取締法と疑問の声

海外と比較し、日本では大麻に関する規制緩和や議論が全くと言ってよいほど進んでいません。

1948年に制定された「大麻取締法」とこの法律の「厳格な運用」の結果です。

研究者にとっては学問を探究する自由、病気の方にとっては大麻を使った治療を受ける自由、栽培農家や新たな事業に取り組みたい方にとっては職業上の制限がかかり仕事の自由が脅かされるなど、様々なところに影響を及ぼしています。

#### ◎大麻取締法の主な内容と制定された背景

- ・ 大麻の所持、栽培、譲渡等に関する法律で、使用罪はない。
- ・ 成熟した茎と種子は合法。葉や花穂、未熟な茎は違法。
- ・ 都道府県知事の許可による、大麻取扱者免許があれば栽培可能。が、許可のハードルは高い。
- ・ 大麻から製造された医薬品の利用は禁止。研究も禁止。
- ・ 戦前は各地で、生活を支える農作物として大麻を栽培していた。日本の大麻は繊維型であり、喫煙する習慣はなかった。
- 戦後の占領下で、GHQにより麻薬に関するメモランダムが発行され「本植物を絶滅せよ」との命令が。
- 農林省を中心に、GHQへの事情説明や折衝を続け、方便としてできたものが大麻取締法。
- 当時、日本の主権回復時には、取締法廃止が前提だった。

#### ◎疑問の声～主要な4分野

海外の変革を受け、近年は日本でも大麻に関し、本当に「ダメ。ゼッタイ。」のままで良いのか？

と少しずつ疑問の声が上がっています。その内容は、以下の4分野に大別できます。

分野	品種	活用部位	現在の主な用途
嗜好分野	薬用	花穂	嗜好品
医療分野	薬用	花穂	てんかん、神経性難病の鎮痛、偏頭痛、クローン病、統合失調症、緩和ケアリユーマチ、糖尿病など
産業分野	繊維	繊維、茎、種子、花穂、葉	衣服、食品、化粧品、建材、紙、複合素材、飼料、エネルギーなど
日本文化分野	繊維	繊維、茎、種子	神事、下駄の鼻緒、横綱の綱、麻織物、弓弦、凧糸、七味唐辛子など

\* 上に行くほど、潜在的な市場規模や税収という点での可能性大。  
が、現在の日本において、理解へのハードルが高い。

